

名護市立小・中学校長 殿

名護市教育委員会
教育長 岸本 敏孝
(公印省略)

名護市立学校の県緊急事態宣言中の学校運営等について (通知)

1月20日に沖縄県は令和3年1月20日(水)～2月7日(日)の期間、沖縄県緊急事態宣言(新型コロナウイルス感染症防警戒レベル第4段階)を出しました。県民一体となった感染防止対策が求められているところです。

それらを受け、名護市立小中学校においても、緊急事態宣言中の学校の登校や部活動等のありかたについて、新型コロナウイルス感染症防止対策の観点から下記の通り、部活動等の制限または対外試合の自粛等をするようお願いいたします。また、各学校施設の開放についても、同様の観点から自粛をするようお願いいたします。

記

1 登校について

- 県緊急事態宣言中においても、**感染防止対策を講じながら通常登校とする**。感染防止対策の観点から以下の点について特に対策を図るようにする。
 - ・3密の徹底や健康状態の把握の徹底をする。
 - ・教室等の換気(できる限り対角線上の空気の流れをつくるように)の徹底をする。
 - ・防寒対策の観点から、羽織るものや膝掛け等を認めるなど、学校として柔軟な対応をする。
 - ・給食時の対面しないような座席配置をする。

2 学校行事等について

緊急事態宣言中は行事の規模縮小か行事の延期または中止を検討する。

3 部活動等(スポーツ少年団等も含む)について

- (1) 平日は1時間以内の活動で行う。また、休日の部活動等は休みとし、不用不急の外出はせずに自宅待機をするよう指導する。
- (2) 対外試合や大会参加について
 - ① 対外試合や対外的な活動等(以下、「対外試合等」)についても、期間中は、活動を自粛する。
 - ② 大会参加については、3月までに九州・全国規模の大会やそれに繋がる県内大会を控えた場合に限り、感染防止に関して各団体と十分連携した上で参加を検討する。(移動中の感染の可能性も含めて)

4 社会体育に関する学校施設の開放について

- (1) 活動自粛期間中は、社会体育に関する学校施設の開放を自粛する。
- (2) 学校施設開放再開については、2月8日(月)以降からの再開とするが、そのときの感染症拡大状況に応じて、自粛期間の延長もあり得る。

◇本件担当◇

名護市教育委員会 学校教育課
学校指導係 指導主事 根路銘国太
Tel:0980-53-1212(内385)/ Fax:0980-53-7825
E-Mail : kunita-n@city.nago.lg.jp

